



平成29年10月13日
中部地方整備局
港湾空港部

港湾ノウハウを持つボランティアの方々を 中部地方整備局「防災エキスパート」として認証します

中部地方整備局港湾空港部では、大規模災害発生後に港湾・海岸施設の被災情報を迅速に把握するため、施設の整備や管理について専門的な知識を持ち、ボランティアとして協力支援いただける方を「防災エキスパート（港湾空港部）」として登録しております。

今回、新たに3名の方を認証するにあたり、下記の通り認証式を執り行いますのでお知らせします。

1. 日時

平成29年10月19日（木） 16:30～17:00

2. 場所

中部地方整備局丸の内庁舎 1階 第1会議室
（名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル）

3. 取材

取材希望の場合、平成29年10月18日（水）16時までに【別紙】取材申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込み下さい。なお、取材の際は報道機関名が分かる取材者証（腕章）等の着用をお願いいたします。

4. 配布先

中部地方整備局記者クラブ、中部専門記者会、名古屋港記者クラブ、
港湾新聞、港湾空港タイムス、日本海事新聞、海事プレス、
マリタイムデーリーニュース

5. 問い合わせ先

中部地方整備局港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課
課長補佐 松永(まつなが)、保安情報係長 久保(くぼ)
Tel 052-209-6328 Fax 052-209-6334

中部地方整備局 「防災エキスパート（港湾空港部）」の概要

（目的）

中部地方における地震、津波、高潮、波浪等の大規模災害発生後に、港湾・海岸施設の災害復旧活動を迅速、確実、効果的に実施できるよう、被災情報収集などの支援活動をボランティアとして協力いただき、被災地域の早期の復旧を支援することを目的とする。

（出動条件）

- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合。
(中部地方整備局管内の国有港湾・直轄海岸施設の所在地、港湾関係事務所の所在地)
- ② 上記以外の地震、津波、高潮、波浪等により大規模な災害が発生した場合。

（参集方法）

- ① 出動要請によらない参集（自発的モニター）
- ② 出動要請に基づく参集

（活動内容）

- ① 震度、災害規模等可能な範囲での情報収集（テレビ、ラジオ、インターネット等）
- ② 港湾・海岸施設や市街地の被災状況モニター
- ③ 被災施設の点検・調査等の支援

※中部地方整備局 「防災エキスパート（港湾空港部）」は平成17年度に制度発足され、今回登録される3名を含めて50名が登録されることとなります。



港湾施設の被災状況を調査するエキスパート（イメージ）

中部地方整備局港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 宛

FAX番号：052-209-6334

※FAXの場合は到着確認のご連絡をお願い致します。

「平成29年10月19日

防災エキスパート(港湾空港部) 認証式」

取材申込書

申込方法：以下にご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。

取材希望件名	中部地方整備局「防災エキスパート(港湾空港部)」認証式
会社名及び部署名	会社名：_____ 部署名：_____
取材者 ※全員分の氏名・役職 を記入願います。	代表者氏名：_____ 役職：_____
	同行者氏名：_____ 役職：_____
	同行者氏名：_____ 役職：_____
連絡先 ※代表者の連絡先を 記入願います。	電話番号：_____ FAX番号：_____

※申込み締切：平成29年10月18日(水) 16時必着